

入札公告

平成25年8月5日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理 事 長 前 田 豊

1 競争入札に付する事項

件名及び数量

構造物振動試験機修理 一式

2 競争参加資格に関する事項

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
- (3) 平成25・26・27年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供等」においてA、B、C又はD等級に格付けされている者。
- (4) 官庁から指名停止を受けている期間に該当しない者。

3 入札説明及び実機確認の日時並びに場所

日時：平成25年8月23日（金）までの間の随時

場所：住所 東京都清瀬市梅園1-4-6

独立行政法人労働安全衛生総合研究所
建設安全実験棟 1階 多目的大型実験室

入札説明及び実機確認を希望する場合は、日程の調整を行うので、当研究所総務課経理第一係へ連絡をすること。

なお、これらへの参加は、入札参加の必須条件ではない。

TEL：042-491-4512（内線229）

FAX：042-491-7846

4 入札及び開札の日時及び場所

日時：平成25年8月30日（金） 10時30分

場所：住所 東京都清瀬市梅園1-4-6

独立行政法人労働安全衛生総合研究所
本部棟1階 第二会議室

5 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合は、次に従い提出することができる。

(1) 受付期間及び方法

平成25年8月26日（月） 17時00分まで

FAX (A4、様式自由) にて受け付ける。

(2) 受付先

住所：東京都清瀬市梅園1-4-6

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課 経理第一係

電話：042-491-4512（内線229）

FAX：042-491-7846

(3) 回答

平成25年8月28日（水）までに回答する。

6 その他

(1) 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効

上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札は、これを無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要。

(4) 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願ひいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

以上

＜独立行政法人の契約に係る情報の公表＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願ひいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当研究所OB）の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点での在職している当研究所OBに係る情報（人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了知願います。

入札説明書

1 競争に付するもの

構造物振動試験機修理 一式

2 業務の内容・規格・数量

仕様書のとおり

3 履行期限及び場所

期限 平成25年9月30日

場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）

建設安全実験棟 多目的大型実験室

4 支払条件

履行完了の確認をもって支払うものとする。

5 入札心得

- (1) 入札価格は、本件の履行にかかる費用の総額に消費税等相当額を加えた金額とする。
- (2) 落札者は、当法人の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者とし、当該入札価格をもって落札価格とする。
- (3) 入札書の形式は任意とする。（参考：別紙様式1）
- (4) 入札書の宛名は、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」宛とすること。
- (5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。
- (6) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。（参考：別紙様式2）
- (7) 入札書における金額訂正は行わないこと。
- (8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。
- (9) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。

6 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札公告2(3)の競争参加資格を有することを証明する書類を平成25年8月28日（水）までに提出しなければならない。

7 その他

入札説明書についての不明点、入札書類等に関することは独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係に問い合わせて下さい。

電話 042-491-4512（内線229） 松下、櫻井

入札書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

1 件名 「構造物振動試験機修理 一式」

2 金額 ¥ — (税込)

上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

入札者 住 所
会社名
代表者名
代理人名

印
印

委任状

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

は を代理人と定め、下記の行為を行う権限を委任します。

記

1 委任する行為

「構造物振動試験機修理 一式」の一般競争入札に係る入札書の提出に関する一切の行為

2 委任する期日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

代 表 者

代理人氏名

印

印

仕様書

件名 構造物振動試験機修理

試験機 水平垂直同時2軸振動試験機 EHV-XZ型 1台

履行期間 平成25年9月30日まで

履行場所 東京都清瀬市梅園1-4-6
独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区
建設安全実験棟1階多目的大型実験室

故障状況 構造物振動試験機テーブルの水平方向静圧摺動動作不良

作業内容

1 部品交換作業

- (1) 構造物振動試験機本体の静圧軸受部四ヶ所左右のパッキン計8枚を交換すること。
- (2) 構造物振動試験機本体の静圧軸受部圧力指示計(入出口)3ヶ所を交換すること。
- (3) 構造物振動試験機本体の垂直軸用リミットスイッチ1ヶ所を交換すること。

2 修正修理作業

- (1) 振動試験機本体の水平方向軸受摺動部4カ所の分解を行い、摩耗傷の研磨作業を行うこと。
- (2) アキュムレータ設置ピット縞鋼板にアイボルト取付加工を行うこと。

3 総合確認作業

- 修理完了後、水平方向摺動動作の総合確認作業を行うこと。
- ・圧力計1~32番の無負荷指示の確認、圧力設定の確認。
 - ・無負荷テーブルの適正動作確認(抵抗力測定2.0kg以内)。
 - ・テーブル浮上量の測定(基準値5/100mm)。
 - ・油圧作動において摺動部からの油漏れの無い事を確認。
 - ・アキュムレータースタンドの圧力確認(P側100kg/cm²以上、R側1~5kg/cm²内)。

検査 研究所担当職員立会いのもと本仕様書に従って作業内容を確認し振動試験機本体の動作確認を行う。

提出書類 修理作業完了後 10 日間内に作業内容報告書と水平方向摺動動作の総合確認報告書を提出すること。

その他 前各項に定めのない事項及び仕様に疑義が生じた場合、研究所担当職員の指示に従うこと。

—以 上—